

提供書面分冊

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	413,721	預 渡 性 預 金	5,184,326
コールローン及び買入手形	15,745	債 券	178,084
買 現 先 勘 定	18,362	コーлмаネー及び売渡手形	294,139
債券貸借取引支払保証金	114,080	債券貸借取引受入担保金	210,163
買 入 金 銭 債 権	130,943	特 定 取 引 負 債	148,590
特 定 取 引 資 産	202,675	借 用 金	176,044
金 銭 の 信 託	267,628	外 国 為 替	476,731
有 価 証 券	1,873,493	短 期 社 債	11
貸 出 金	4,136,827	社 債	50,700
外 国 為 替	18,896	そ の 他 負 債	168,797
リース債権及びリース投資資産	197,432	賞 与 引 当 金	465,698
そ の 他 資 産	686,716	役 員 賞 与 引 当 金	7,262
有 形 固 定 資 産	54,131	退 職 給 付 引 当 金	40
建 物	22,399	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,027
土 地	7,634	利 息 返 還 損 失 引 当 金	231
有 形 リ ー ス 資 産	17,292	特 別 法 上 の 引 当 金	50,913
建 設 仮 勘 定	230	繰 延 税 金 負 債	1
その他の有形固定資産	6,574	支 払 承 諾	626
無 形 固 定 資 産	81,053	負 債 の 部 合 計	7,982,014
ソ フ ト ウ ェ ア	22,766	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	41,951	資 本 金	512,204
無 形 リ ー ス 資 産	7	資 本 剰 余 金	79,461
無 形 資 産	16,262	利 益 剰 余 金	58,863
その他の無形固定資産	65	自 己 株 式	△72,558
債 券 繰 延 資 産	135	株 主 資 本 合 計	577,970
繰 延 税 金 資 産	15,834	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△674
支 払 承 諾 見 返	562,624	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△11,754
貸 倒 引 当 金	△180,633	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,117
資 産 の 部 合 計	8,609,672	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△13,545
		新 株 予 約 権	1,354
		少 数 株 主 持 分	61,877
		純 資 産 の 部 合 計	627,657
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,609,672

連結損益計算書 （平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金	額
益		413,232
利息	159,722	
当形	140,336	
配入	17,811	
受入	86	
引受	24	
先取	36	
利息	370	
引受	1,055	
等	46,915	
業務	16,730	
常取	150,212	
取	39,652	
立	10,832	
取	28,819	
費用	42,821	396,481
利息	28,664	
利	374	
渡	1,478	
手形	167	
利	414	
利	5,582	
利	377	
利	5,749	
利	12	
費用	21,723	
費用	3,094	
費用	112,336	
費用	142,354	
額	7,697	
額	4,258	
費用	130,399	
費用	74,150	
費用	19,020	
費用	55,130	
益		16,750
益		3,014
益	455	
失	2,558	4,419
分	974	
分	1,092	
損	2,352	
損		15,345
益	2,925	
額	2,433	
計		5,359
利		9,986
益		3,555
益		6,430
益		6,430

連結株主資本等変動計算書 （平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	512,204
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	512,204
資本剰余金	
当期首残高	79,461
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	79,461
利益剰余金	
当期首残高	55,087
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	6,430
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△0
当期変動額合計	3,775
当期末残高	58,863
自己株式	
当期首残高	△72,558
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	△72,558
株主資本合計	
当期首残高	574,195
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	6,430
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△0
当期変動額合計	3,775
当期末残高	577,970

(単位：百万円)

科	目	金	額
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高			△15,225
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14,551
当期変動額合計			14,551
当期末残高			△674
繰延ヘッジ損益			
当期首残高			△10,197
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,556
当期変動額合計			△1,556
当期末残高			△11,754
為替換算調整勘定			
当期首残高			△2,511
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,394
当期変動額合計			1,394
当期末残高			△1,117
その他の包括利益累計額合計			
当期首残高			△27,935
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14,389
当期変動額合計			14,389
当期末残高			△13,545
新株予約権			
当期首残高			1,413
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△58
当期変動額合計			△58
当期末残高			1,354
少数株主持分			
当期首残高			63,481
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,603
当期変動額合計			△1,603
当期末残高			61,877
純資産合計			
当期首残高			611,154
当期変動額			
剰余金の配当			△2,653
当期純利益			6,430
連結子会社増加による減少高			△0
連結子会社減少による減少高			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			12,727
当期変動額合計			16,502
当期末残高			627,657

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 133社

主要な会社名

株式会社アプラスフィナンシャル

昭和リース株式会社

シンキ株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、NS FIRST ASSET SECURITIZATION SPECIALTY CO., LTD. 他23社は設立により、有限会社エスアイエイウインド2号は支配権の獲得により、パールホワイト・ツー合同会社他2社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、有限会社シーアールティール・シックス他5社は清算により、Specialized Loan Servicing, LLC他6社は株式売却により、KNE 2 Loan GmbHは支配権の喪失により、有限会社エス・エル・アストロ及びニューシティ・リアルエステイト・トレーディング・テン有限会社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 80社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他64社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 0社 |
| ② 持分法適用の関連法人等 | 15社 |

主要な会社名

Comox Holdings Ltd.

日盛金融控股股份有限公司

Terwin Holdings LLCは重要性の低下により、Lamitta Capital Limitedは影響力の喪失により、持分法の適用対象から除外しております。

- | | |
|------------------------|-----|
| ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 80社 |
| 主要な会社名 | |

エス・エル・パシフィック株式会社

- | | |
|----------------|----|
| ④ 持分法非適用の関連法人等 | 1社 |
| 主要な会社名 | |

Terwin Holdings LLC

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他64社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日	90社
7月末日	3社
8月末日	1社
9月末日	1社
12月末日	34社
1月末日	1社
2月末日	3社

- ② 3月末日以外の日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち8社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

また、有形リース資産の減価償却は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分額を残存価額とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

また、のれん及び平成22年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は165,992百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生日の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生日の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生日から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法
信用保証（保証料分割受領）	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証（保証料分割受領）	残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

- ① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
- ② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ロ) リース業務の収益の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は1,974百万円増加しております。

(ハ) 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く）41,720百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は11,066百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは87,441百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,145百万円、延滞債権額は316,727百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は368百万円、延滞債権額は10,259百万円であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,754百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は320百万円であります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,321百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は1,564百万円であります。
6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は371,949百万円であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,513百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,169百万円であります。
8. ローン・パーティシパーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、18,441百万円であります。
原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,891百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	203百万円
特定取引資産	33,915百万円
金銭の信託	1,767百万円
有価証券	625,163百万円
貸出金	191,990百万円
リース債権及びリース投資資産	85,050百万円
その他資産	32,278百万円

担保資産に対応する債務

預金	568百万円
コールマネー及び売渡手形	210,000百万円
債券貸借取引受入担保金	136,006百万円
借入金	172,673百万円
社債	14,069百万円
その他負債	33百万円
支払承諾	920百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券364,798百万円を差し入れております。

また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は5,383百万円、保証金は13,269百万円、デリバティブ取引の差入担保金は23,935百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,026,211百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,806,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. その他資産には、割賦売掛金347,935百万円が含まれています。
12. 有形固定資産の減価償却累計額 52,096百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円
14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。
15. のれん及び負のれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん	47,574百万円
負のれん	5,623百万円
差引額	41,951百万円

16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金93,000百万円が含まれております。
17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債145,676百万円が含まれております。
18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は45,008百万円であります。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。	
退職給付債務	△70,239百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	59,483
未積立退職給付債務	△10,756
会計基準変更時差異の未処理額	1,816
未認識数理計算上の差異	9,742
未認識過去勤務債務	△3,015
連結貸借対照表計上額の純額	△2,213
前払年金費用	4,813
退職給付引当金	△7,027

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、リース収入91,455百万円を含んでおります。
2. その他の経常収益には、株式等売却益8,639百万円及び金銭の信託運用益8,271百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、リース原価78,343百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、利息返還損失引当金繰入額32,885百万円及び株式等償却9,034百万円を含んでおります。
5. その他の特別利益には、子会社株式売却益2,488百万円を含んでおります。
6. 減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場	所	用	途	種	類	金額（百万円）
神奈川県・大阪府		出張所店舗等		建物及びその他の有形固定資産		51
東京都・千葉県		システム関連資産		建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア		847
			計			898

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、個人部門（リテールバンキング本部）及び金融市場部門（トレジャリー本部）の一部の支店出張所等について、事業環境等を勘案し、移転・統合による廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは266百万円、その他の有形固定資産に関するものは16百万円、ソフトウェアに関するものは615百万円であります。

7. その他の特別損失には、株式会社アプラスフィナンシャルにおけるソフトウェアの除却による損失1,901百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合 計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自 己 株 式					
普 通 株 式	96,427	—	—	96,427	
合 計	96,427	—	—	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653百万円	1.00円	平成23年3月31日	平成23年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653百万円	その他利益剰余金	1.00円	平成24年3月31日	平成24年5月31日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、子会社、子法人等及び関連法人等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、債券発行等による調達コストの効率化、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社、子法人等及び関連法人等においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

【貸出金】

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

平成24年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約17%であります。また、不動産業分野の占める割合は約15%であります。そのうち6割超はノンリコースローンであります。

【有価証券】

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

【買入金銭債権、金銭の信託】

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としています。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

【リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金】

連結される子会社、子法人等の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されています。

当行グループの主な金融負債は、主として預金であり、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等のリスク（流動性リスク）に晒されています。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

【デリバティブ取引】

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ① 金利関連 | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| ② 通貨関連 | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション |
| ③ 株式関連 | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| ④ 債券関連 | 債券先物 |
| ⑤ クレジットデリバティブ関連 | クレジット・デフォルト・オプション |

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- | | |
|----------|---|
| ① 市場リスク | 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク |
| ② 信用リスク | 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク |
| ③ 流動性リスク | 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク |

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種手続体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等により、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の権限委譲者による一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースでは、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、ポートフォリオリスク統轄部がセグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニターするとともに、四半期ベースでリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しています。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務のリスク管理に関しては、各子会社のリスク管理部門が信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の質、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニターし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施致します。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンバランスを取るような戦略を実施しています。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行の個人商品リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標などを分析および評価し、リスク管理に関する方針・戦略について子会社のリスク管理責任者へ助言を行います。

また、単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンバランスを取るような戦略を実施しています。更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期ごとにリスクポリシー委員会に対して報告を行っています。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会ですべてのバンキング勘定の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っており、市場取引統轄委員会でトレーディング勘定のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づきALM委員会により運営されております。

トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク（「VaR」）などの限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー&プロシージャー」に基づき経営会議により承認されます。市場取引統轄委員会は隔週ごとに実施され、フロントオフィスや市場リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部署及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務の運営に起因するバランスシートの管理はトレジャリー本部が行い、トレーディング業務の業務執行は、市場営業本部が行います。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っています。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、「特定取引資産」、「特定取引負債」、「有価証券」のうちの売買目的有価証券及び「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有しているものに関する市場リスクの定量的分析にVaRを利用しています。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

平成24年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で1,229百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうち満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「コールマネー及び売渡手形」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的以外の金利スワップ取引等であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額は、対象の金融資産及び金融負債の残高を、金利期日に応じて適切な期間に分解し、一定の金利変動幅を用いて算定しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成24年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント（0.10%）上昇したものと想定した場合には、時価は247百万円減少し、10ベーシス・ポイント（0.10%）下落したものと想定した場合には、時価は478百万円増加するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、短期流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

(百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額（△は損）
(1) 現金預け金	413,721	413,721	—
(2) コールローン及び買入手形	15,745	15,745	—
(3) 買現先勘定	18,362	18,510	147
(4) 債券貸借取引支払保証金	114,080	114,080	—
(5) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	67,226	67,226	—
その他の買入金銭債権（※1）	62,521	62,600	79
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	58,444	58,444	—
(7) 金銭の信託（※1）	267,040	268,932	1,892
(8) 有価証券			
売買目的有価証券	613	613	—
満期保有目的の債券	658,558	667,553	8,994
その他の有価証券	1,092,393	1,092,393	—
関連法人等株式	21,745	19,785	△1,960
(9) 貸出金（※2）	4,136,827		
貸倒引当金	△140,609		
	3,996,218	4,106,373	110,155
(10) リース債権及びリース投資資産（※1）	192,093	193,838	1,744
(11) その他資産			
割賦売掛金	347,935		
割賦利益繰延	△11,840		
貸倒引当金	△11,408		
	324,686	340,682	15,996
資産計	7,303,453	7,440,502	137,049
(1) 預金	5,184,326	5,213,642	△29,316
(2) 譲渡性預金	178,084	178,048	36
(3) 債券	294,139	295,192	△1,053
(4) コールマネー及び売渡手形	210,163	210,163	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	148,590	148,590	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	48,058	48,058	—
(7) 借入金	476,731	475,280	1,450
(8) 短期社債	50,700	50,700	—
(9) 社債	168,797	154,623	14,173
負債計	6,759,592	6,774,301	△14,708
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△25,567	△25,567	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△18,494	△18,494	—
デリバティブ取引計	△44,062	△44,062	—

(百万円)

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（※4）	562,624	△4,101

- (※ 1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (※ 2) 貸出金のうち、連結される子会社が保有する消費者金融債権(463,248百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、50,913百万円の利息返還損失引当金を計上しております。
- (※ 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
- (※ 4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(6ヵ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間(3ヵ月以内)であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買現先勘定

約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が3ヵ月を超えるものについては、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(10) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(11) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(9) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヵ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3ヵ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(7) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(8) 短期社債

約定期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) 有価証券」には含まれておりません。

(百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	27,762
② 組合出資金等(*1) (*2)	72,420
合計	100,182

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について3,172百万円、組合出資金等について1,524百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
現金預け金	413,721	—	—	—
コールローン及び買入手形	15,745	—	—	—
買現先勘定	—	—	18,362	—
債券貸借取引支払保証金	114,080	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	12,727	14,137	11,857	24,994
有価証券				
満期保有目的の債券	22,953	443,000	129,013	66,273
うち国債	—	443,000	120,000	20,000
社債	22,953	—	—	—
その他	—	—	9,013	46,273
その他有価証券のうち満期があるもの	538,849	169,835	189,272	177,822
うち国債	362,700	65,035	121,200	145,000
地方債	1,243	—	500	—
社債	115,295	82,280	37,961	3,791
その他	59,610	22,519	29,610	29,031
貸出金	919,882	926,807	619,449	1,350,834
リース債権及びリース投資資産	64,115	82,090	32,242	16,226
割賦売掛金	137,868	128,648	40,321	22,704
合計	2,239,940	1,764,517	1,040,516	1,658,853

(注) なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	3,933,522	1,074,126	86,874	89,803
譲渡性預金	177,084	1,000	—	—
債券	60,441	103,126	130,471	100
コールマネー及び売渡手形	210,081	81	—	—
債券貸借取引受入担保金	141,590	7,000	—	—
特定取引負債				
売付商品債券	48,058	—	—	—
借入金	217,985	90,156	72,975	95,613
短期社債	50,700	—	—	—
社債	1,961	36,375	63,940	66,560
合計	4,841,427	1,311,867	354,261	252,077

(*) 預金のうち、要求払預金については、1年以内に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成24年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1,017
売買目的の買入金銭債権	△20,052

2. 満期保有目的の債券 (平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	585,601	590,903	5,302
	社債	22,834	23,094	259
	その他	40,283	44,290	4,006
	小計	648,719	658,287	9,568
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,839	9,265	△574
	小計	9,839	9,265	△574
合計		658,558	667,553	8,994

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	17,134	11,587	5,547
	債券	681,836	679,437	2,398
	国債	619,582	617,608	1,973
	地方債	1,785	1,738	46
	社債	60,468	60,090	378
	その他	71,294	66,882	4,411
	小計	770,265	757,907	12,358
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	2,123	2,726	△602
	債券	247,738	251,719	△3,981
	国債	79,979	80,748	△769
	地方債	—	—	—
	社債	167,759	170,971	△3,212
	その他	88,193	91,353	△3,160
小計	338,055	345,799	△7,744	
合計		1,108,321	1,103,707	4,614

(注) 連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	
その他有価証券	4,614
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券等	△10
流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△5,186
(△) 繰延税金負債	177
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△761
(△) 少数株主持分相当額	6
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	△674

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売 却 益 の 合 計 額 (百万円)	売 却 損 の 合 計 額 (百万円)
株 式	1,901	1,256	22
債 券	1,121,732	2,021	412
国 債	1,043,509	1,887	81
地 方 債	27,176	20	18
社 債	51,047	114	312
そ の 他	109,273	7,662	215
合計	1,232,908	10,940	650

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は8,761百万円（うち、株式4,094百万円、社債3,351百万円、その他の証券1,315百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	132,025	△6,637

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	135,602	135,602	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は824百万円減少し、繰延税金負債は162百万円減少し、その他有価証券評価差額金は30百万円増加し、法人税等調整額は851百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は202百万円減少し、繰延税金負債は291百万円増加し、法人税等調整額は494百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 212円67銭

1株当たり当期純利益金額 2円42銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
その他の営業経費 11百万円
2. 権利不行使による失効に伴い、当連結会計年度において利益として計上した金額
69百万円
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員11名 当行従業員2,185名		当行執行役員1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年7月1日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から 平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役員10名 当行従業員437名		当行執行役員5名 当行従業員35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員8名 当行従業員127名		当行執行役員1名 当行従業員34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員2名		当行従業員2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から 平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役14名 当行従業員559名		当行執行役3名 当行従業員28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役12名 当行従業員159名		当行従業員19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役12名 当行執行役13名 当行従業員110名		当行執行役3名 当行従業員23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員32名		当行取締役12名 当行執行役8名 当行従業員104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年7月2日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から 平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から 平成23年7月1日まで	平成20年5月30日から 平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から 平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役1名 当行従業員29名		子会社役員43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から 平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から 平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から 平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から 平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から 平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から 平成30年6月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から 平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から 平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から 平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から 平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	5,069,000	250,000	2,329,000	1,544,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	156,000	—	110,000	—
未行使残	4,913,000	250,000	2,219,000	1,544,000

	第7回	第8回	第9回	第10回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	506,000	187,000	108,000	36,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	32,000	—	—	—
未行使残	474,000	187,000	108,000	36,000

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	117,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	1,000	—
権利確定	—	—	116,000	17,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	2,390,000	1,797,000	415,000	20,000
権利確定	—	—	116,000	17,000
権利行使	—	—	—	—
失効	154,000	—	19,000	—
未行使残	2,236,000	1,797,000	512,000	37,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	188,000	56,000	48,000	326,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	71,000
権利確定	188,000	56,000	48,000	14,000
未確定残	—	—	—	241,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	1,220,000	819,000	92,000	1,097,000
権利確定	188,000	56,000	48,000	14,000
権利行使	—	—	—	—
失効	69,000	—	—	124,000
未行使残	1,339,000	875,000	140,000	987,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	81,000	72,000	24,000
付与	—	—	—
失効	—	—	2,000
権利確定	—	—	—
未確定残	81,000	72,000	22,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	194,000	116,000	35,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	73,000	—	3,000
未行使残	121,000	116,000	32,000

(ロ) 単価情報

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格(円)	684	551	601	601
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—
	第7回	第8回	第9回	第10回
権利行使価格(円)	601	601	697	697
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—
	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	163	173	163	173
	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	173	192	173	192
	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで
権利行使価格(円)	555		555	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	131	143	131	143
	第19回		第20回	
権利行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで
権利行使価格(円)	527		416	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	121	132	158	169
	第21回		第22回	
権利行使期間	平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から 平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から 平成30年6月24日まで
権利行使価格(円)	416		407	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	158	169	127	137
	第23回			
権利行使期間	平成22年12月1日から 平成30年11月11日まで		平成24年12月1日から 平成30年11月11日まで	
権利行使価格(円)	221			
権利行使時平均株価(円)	—			
付与日における公正な評価単価(円)	53	57		

(注) 第1回～第10回については、会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価は記載しておりません。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

・共通支配下の取引等

当行は、平成23年6月22日締結の基本合意書に基づき、平成23年9月30日付で当行の連結される子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成23年10月1日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	消費者金融業
事業の内容	新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）

(2) 企業結合日

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を譲受会社、新生フィナンシャル株式会社を譲渡会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社新生銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス（「新生銀行カードローン レイク」ブランド）を提供することにより収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、新生フィナンシャル株式会社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、及びその他の消費者金融業に係る資産・負債の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）を譲り受けたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月2日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第12期 (平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで) 損益計算書

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	175,252
資金運用収益	109,976
貸出金利息	63,986
有価証券利息配当金	42,800
コールローン利息	86
買現先利	24
債券借取引受入利息	9
預け金利息	259
金利スワップ受入利息	87
その他の受入利息	2,721
役員取引等収益	15,447
受入為替手数料	994
その他の役員収益	14,452
特定取引収益	16,697
特定金融派生商品収益	16,697
その他の業務収益	4,521
国債等債券売却益	2,318
国債等債券償還益	719
その他の業務収益	1,482
その他の経常収益	28,610
償却債権取立益	5,237
株式等売却益	8,602
金銭の信託運用益	12,748
その他の経常収益	2,021
経常費用	157,132
資金調達費用	42,078
預金利息	28,682
譲渡性預金利息	374
債券利息	1,478
コールマネー利息	167
債券借取引支払利息	381
借入金利息	2,369
社債利息	8,613
その他の支払利息	11

科 目	金	額
役 務 取 引 等 費 用	9,673	
支 払 為 替 手 数 料	1,406	
そ の 他 の 役 務 費 用	8,266	
特 定 取 引 費 用	3,209	
商 品 有 価 証 券 費 用	43	
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	3,061	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	105	
そ の 他 の 業 務 費 用	11,447	
外 国 為 替 売 買 損	1,313	
国 債 等 債 券 売 却 損	647	
国 債 等 債 券 償 還 損	403	
国 債 等 債 券 償 却	5,738	
債 券 発 行 費 用 償 却	75	
社 債 発 行 費 用 償 却	52	
金 融 派 生 商 品 費 用	1,057	
そ の 他 の 業 務 費 用	2,159	
営 業 経 費 費 用	65,101	
そ の 他 経 常 費 用	25,621	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,062	
貸 出 金 償 却	2,139	
株 式 等 売 却 損	0	
株 式 等 償 却	7,054	
金 銭 の 信 託 運 用 損	502	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,861	
経 常 利 益		18,119
特 別 利 益		72
固 定 資 産 処 分 益	3	
そ の 他 の 特 別 利 益	69	
特 別 損 失		1,949
固 定 資 産 処 分 損	843	
減 損 損	898	
そ の 他 の 特 別 損 失	206	
税 引 前 当 期 純 利 益		16,243
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	163	
法 人 税 等 調 整 額	2,185	
法 人 税 等 合 計		2,348
当 期 純 利 益		13,894

第12期（平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）株主資本等変動計算書

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	512,204
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	512,204
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	79,465
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	79,465
資本剰余金合計	
当期首残高	79,465
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	79,465
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	11,035
当期変動額	
剰余金の配当	530
当期変動額合計	530
当期末残高	11,566
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	106,944
当期変動額	
剰余金の配当	△3,184
当期純利益	13,894
当期変動額合計	10,710
当期末残高	117,654
利益剰余金合計	
当期首残高	117,980
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	13,894
当期変動額合計	11,240
当期末残高	129,221

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△72,558
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	△72,558
株主資本合計	
当期首残高	637,091
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	13,894
当期変動額合計	11,240
当期末残高	648,332
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△15,346
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,314
当期変動額合計	14,314
当期末残高	△1,031
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△4,452
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24
当期変動額合計	△24
当期末残高	△4,476
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19,799
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,290
当期変動額合計	14,290
当期末残高	△5,508
新株予約権	
当期首残高	1,413
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58
当期変動額合計	△58
当期末残高	1,354
純資産合計	
当期首残高	618,705
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	13,894
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,232
当期変動額合計	25,473
当期末残高	644,178

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年（行内における利用可能期間）
のれん	10年
その他の無形固定資産（商標価値）	7年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は74,989百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生日度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生日度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれの発生日度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「その他の資産」に含めて表示していた「未収金」（前事業年度残高 19,517百万円）は、当事業年度において資産総額の1/100を超えたことから、区分掲記しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 449,737百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは86,755百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,584百万円、延滞債権額は263,304百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は719百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は865百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は268,474百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、681百万円であります。
8. ローン・パーティシパーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、18,441百万円であります。
原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、7,891百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
金銭の信託	14百万円
有価証券	666,759百万円
貸出金	106,087百万円
未収金	225,592百万円
その他の資産	24,751百万円

担保資産に対応する債務

預金	568百万円
コールマネー	210,000百万円
債券貸借取引受入担保金	91,805百万円
借入金	120,228百万円
その他の負債	33百万円
支払承諾	920百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券364,763百万円を差し入れております。

また、「金銭の信託」のうち会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金は30,990百万円、「その他の資産」のうち保証金は9,772百万円、デリバティブ取引の差入担保金は12,241百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,304,022百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,083,525百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 12,107百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 32百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金93,500百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債206,684百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は45,008百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 747,683百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 492,212百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は530百万円であります。

19. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△52,589百万円
年金資産（時価）	46,341百万円
未積立退職給付債務	△6,248百万円
会計基準変更時差異の未処理額	1,816百万円
未認識数理計算上の差異	7,815百万円
未認識過去勤務債務	△1,694百万円
貸借対照表計上額の純額	1,689百万円
前払年金費用	1,689百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	32,612百万円
役員取引等に係る収益総額	2,839百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,162百万円
その他の取引に係る収益総額	674百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	3,393百万円
役員取引等に係る費用総額	2,336百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	247百万円
その他の取引に係る費用総額	4,419百万円

2. 「その他の特別利益」は新株予約権戻入益69百万円であります。
3. 「減損損失」は、以下の資産グループに係る減損損失であります。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
神奈川県・大阪府	出張所店舗等	建物及びその他の有形固定資産	51
東京都・千葉県	システム関連資産	建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア	847
計			898

当行は管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

個人部門（リテールバンキング本部）及び金融市場部門（トレジャリー本部）の一部の支店出張所等について、事業環境等を勘案し、移転・統合による廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは266百万円、その他の有形固定資産に関するものは16百万円、ソフトウェアに関するものは615百万円であります。

4. 「その他の特別損失」には、関係会社株式及び出資金等の評価損175百万円を含んでおります。
5. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社・ 子法人等	(株) アプラス	所有 間接 100%	金銭貸借関係	信託受益権の購入 (注1)	120,000	—	—
	(株) アプラスパーソナル ローン	所有 間接 100%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引 (注2)	70,366	貸出金	96,800
				証書貸付の実行 (注2)	48,000		
				貸出金利息の受取 (注2)	589		
	全日信販(株)	所有 間接 97.3%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引 (注2)	81,785	貸出金	83,500
	新生フィナンシャル(株)	所有 直接 100%	金銭貸借関係	当座勘定貸越取引 (注2)	102,378	貸出金	60,000
				貸出金利息の受取 (注2)	1,394	未収収益	8
				信託勘定への貸付実行 (注3)	251,156	—	—
	昭和リース(株)	所有 直接 97.0%	金銭貸借関係	普通株式配当金の受取	18,974	—	—
				当座勘定貸越取引 (注2)	4,363	貸出金	80,000
証書貸付の実行 (注2)				40,000			
証書貸付の回収 (注2)				40,000			
貸出金利息の受取 (注2)	532	未収収益	125				
パールホワイト・ツー合同 会社	所有 [100%] (注4)	金銭貸借関係	信託受益権の譲渡 (注5)	232,194	—	—	
			コマーシャル・ペーパーの引受 (注5)	232,391	貸出金 (注6)	8,907	
						未収金 (注6)	225,592

(注1) (株)アプラスの金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。

(注2) 事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。なお、当座勘定貸越取引の取引金額は期中平均残高で表示しております。

(注3) 新生フィナンシャル(株)が金銭債権を信託している信託勘定に対して、信託資産を担保とした貸付(アセットバックローン)を実行したものであり、取引金額は当事業年度中の実行額を記載しております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。なお、信託勘定の資産を裏付としたアセットバックローンであり、新生フィナンシャル(株)向けの債権ではないため、期末残高及び受取利息額は記載しておりません。

(注4) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

(注5) 当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ツー合同会社に譲渡、これを裏付としてパールホワイト・ツー合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,345億円全額を当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。

(注6) 貸借対照表の科目表記は、当行がオリジネートした実質的な裏付資産によっております。

(3) 兄弟会社等
該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	当期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社・子会社法人等を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	-	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受入(注2)	76	前受収益	12
				出資(注3)	84	-	-
	J.C.Flowers III L.P. (注1)	-	役員の兼任	出資(注4)	668	-	-
				出資分配金	66	-	-

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務める J.C.Flowers & Co.LLCによって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	96,427	-	-	96,427	
合 計	96,427	-	-	96,427	

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年5月12日 取締役会	普 通 株 式	2,653百万円	1.00円	平成23年3月31日	平成23年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年5月8日 取締役会(予定)	普 通 株 式	2,653百万円	その他利益剰余金	1.00円	平成24年3月31日	平成24年5月31日

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「特定取引有価証券」及び「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成24年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1,871
売買目的買入金銭債権	75

2. 満期保有目的の債券 (平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	585,601	590,903	5,302
	社債	22,834	23,094	259
	その他	40,283	44,290	4,006
	小計	648,719	658,287	9,568
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,839	9,265	△574
	小計	9,839	9,265	△574
合計		658,558	667,553	8,994

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成24年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	440,987
関連法人等株式	2,457
合計	443,444

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	13,439	8,748	4,690
	債券	681,801	679,402	2,398
	国債	619,547	617,573	1,973
	地方債	1,785	1,738	46
	社債	60,468	60,090	378
	その他	66,470	62,065	4,405
	小計	761,710	750,215	11,494
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	1,207	1,512	△305
	債券	250,446	254,449	△4,003
	国債	79,979	80,748	△769
	地方債	—	—	—
	社債	170,467	173,701	△3,234
	その他	92,948	95,990	△3,042
	小計	344,602	351,953	△7,350
合計		1,106,313	1,102,169	4,143

（注1）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株 式	5,881
そ の 他	82,856
合 計	88,738

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（注2）貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	
その他有価証券	4,143
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券	11
流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△5,186
その他有価証券評価差額金	△1,031

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

		売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株	式	1,569	1,219	0
債	券	1,121,732	2,021	412
国	債	1,043,509	1,887	81
地	方債	27,176	20	18
社	債	51,047	114	312
そ	の他	109,256	7,662	215
合	計	1,232,559	10,903	628

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。

当事業年度におけるこの減損処理額は11,027百万円（うち、株式3,973百万円、社債3,351百万円、その他の証券3,702百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	211,022	△30,921

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成24年3月31日現在) 該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	96,504	96,504	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	70,219
有価証券価格償却超過額	50,668
税務上の繰越欠損金	47,418
特定金銭信託評価損益	11,008
金銭の信託未収配当金	5,531
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,299
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	1,953
その他	22,935
繰延税金資産小計	215,036
評価性引当額	△208,733
繰延税金資産合計	6,302
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	5,729
資産除去費用に係る一時差異	1,213
その他	625
繰延税金負債合計	7,568
繰延税金負債の純額	1,265

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金負債は489百万円減少し、法人税等調整額は240百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金負債は200百万円増加し、法人税等調整額は200百万円増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	242円21銭
1 株当たり当期純利益金額	5 円23銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

・共通支配下の取引等

当行は、平成23年6月22日締結の基本合意書に基づき、平成23年9月30日付で当行の連結される子会社である新生フィナンシャル株式会社との間で事業譲渡契約を締結し、平成23年10月1日付で当該事業譲渡契約に基づいて同社の事業の一部を譲り受けました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 消費者金融業

事業の内容 新生フィナンシャル株式会社の消費者金融業に係る事業の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）

(2) 企業結合日

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を譲受会社、新生フィナンシャル株式会社を譲渡会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

株式会社新生銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で本格的な個人向け無担保ローンサービス（「新生銀行カードローン レイク」ブランド）を提供することにより収益力の向上に繋げるとともに、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献することを目的に、新生フィナンシャル株式会社より「レイク」の商標権、無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、及びその他の消費者金融業に係る資産・負債の一部（同社が貸金業者として締結した貸付契約にかかる一切の債権及び債務（過払金返還債務を含む）並びに同契約上の地位を除く）を譲り受けたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月2日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月7日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役 鈴木 啓 史 ㊞

監 査 役 志 賀 こ ず 江 ㊞

監 査 役 田 村 達 也 ㊞

(注) 監査役志賀こず江及び田村達也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上